

北名古屋市監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和6年12月13日

北名古屋市監査委員 吉野 修進

北名古屋市監査委員 井上 一男

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

情報推進課及び環境課

対象期間 令和6年4月1日から令和6年10月25日までの所管事務

実施期間 令和6年9月30日から令和6年10月25日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

情報推進課及び環境課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

<情報推進課>

主な所管事務は、デジタル化施策の総合的な企画調整、総合行政ネットワーク、情報セキュリティ、電子情報通信基盤の整備及び活用、電子情報システムの管理及び運営、マイナンバー制度に係る総合調整に関する事務である。

監査を実施した結果、事務事業については、全般にわたり適正に執行されていると認められた。

＜環境課＞

主な所管事務は、環境保全対策、エネルギー対策及び地球温暖化対策、公害の防止、犬、猫等、ねずみ族及び衛生害虫、防疫、墓地、納骨堂及び火葬場の経営及び改葬の許可、生物多様性、し尿及び浄化槽、廃棄物の処理及び清掃、循環型社会形成の推進、北名古屋衛生組合に関する事務である。

(1) 契約事務について

委託契約を締結するにあたり作成する文書の一部において、内容が不明確となっているものがあつた。

(2) 庶務事務について

公用車を利用した出張において、旅行命令簿（出張伺）が作成されていないものがあつた。

意見

事後調定とすることができる歳入は、その性質上事前調定できない歳入に限られることから、事前調定できる歳入については事前調定を行い、事後調定とすることができる歳入と区別して取り扱う方法を検討されたい。